

# 今昔物語集と眞報記 (三)

— 八 以父錢買取龜放河語 V について —

宮 田 尚

今昔物語集の編集に際してたてられたいくつかの基本的な方針のなかのひとつに、出典に忠実であろうとする原則があったとみることにについては、まず異論はないであろう。

じっさい、震旦部と本朝仏法部とを中心とするおよそ三五〇話ほどの、出典ないしそれに準ずると大方のみとめる資料のつきとめられてはなしにおいて、いわゆる出典とのあいだに、文脈の乱れのみられる例はきわめてまれであるし、表現も、かなりこまかい点にいたるまで一致するのをつねとしている。もちろん、すべてのはなしが、細部にいたるまで完全に一致するということではない。おおくは今昔物語集の付加したものと考えられるのであるが、そうした部分的な違いは、どのはなしにも随所にみられる。けれどもそれらとて、おそらくは、出典に忠実であろうとする原則の枠組みのなかで、最少限度に手が加えられたものとみるべきであろう。

ただ、すべての原則に例外があるように、出典に忠実であろうとする今昔物語集の原則にもまた、どうやら例外があったらしい。出典研究の現段階に徴してみるかぎり、全体としては信をおいていたと考えざるをえない資料に対して、あきらかに背をむけていると思

われる例が、わずかながらみられるのである。

あらためていうまでもないことながら、例外だからといって、数が少ないからといって、そうした例を無視してよいとはかぎらない。むしろ、たとえ例外であり、異端であるにしても、それはそれで、異端を生ぜしめた環境と無関係であるはずもなく、今昔物語集の体質を露呈したものととして、留意すべきであろう。

その意味において、本稿では、いわゆる出典ばなれ現象のみられる典型的な例である巻九第十三話 A □ 人、以父錢買取龜放河語 V をとりあげ、今昔物語集の性格の一端について、若干の推察をしたと思う。

1

巻九第十三話の直接の出典がなにであるかはさておき、この源流が眞報記であることには、ほとんど疑いがない。そして眞報記は周知のとおり、三宝感應要略録や孝子伝などとならぶ、震旦部の主要な出典のひとつだとみられる作品である。

その眞報記への今昔物語集の対しかたは、震旦部の出典とみられ

る他の資料のばあいと同じであつて、文脈はもとより、表現のかなりこまかい点にいたるまで、忠実に受けとめようとしているといつてよい。異同がみられても、それはけつして、右の原則に抵触するほどのものではない。いまかりに、巻九第二十四話八震旦冀州人子、食鶏卵得現報語の一部分を、冥報記（前田家本）の同話と對比させて示すと、つぎのとおりである。

今ハ昔、震旦ニ隋ノ開皇ノ始ノ比、冀州ノ外邑ニ一ノ人有リ。其ノ子ニ一ノ小兒有ケリ、年十三也。此ノ小兒、常ニ、隣ノ家ニ鶏ノ卵ヲ生メルヲ蜜ニ行テ盜テ持來テ焼テ此レヲ食ヒケリ。

而ル間、早朝ニ未ダ村ノ人不起ザル程ニ、此ノ兒ノ父、寢屋ニシテ聞ケバ、門ヲ叩テ此ノ兒ヲ喚フ音有リ。父、兒ヲ起シテ出シテ令聞シム。兒出デ、見レバ、一ノ人有テ云ク、「官ヨリ汝ヲ召ス。速ニ可參シ」ト。兒ノ云ク、「官、我レヲバ仕ハムトテ召スカ。然ラバ、我レ、裸也。還リ入テ衣ヲ着テ來ラム」ト。使、此レヲ不用ズシテ、兒ヲ引キ立テ、出ヌ。既ニ、村ノ門ヲ出ヌルニ、村ノ南ハ舊キ桑田也。(a)桑田ト云ハ耕畢テ未ダ不下ザルヲ云也。此レヲ思ニ、三月許ノ事也。（日本古典文学大系本による。(b)以下同じ）

隋開皇初冀州外邑中有小兒年十三常盜隣家鶏卵燒而食之後早朝村人未起其父聞叩門呼此兒声父令兒出出応之見一人云官喚汝旦日喚我役請入取衣糲使使者曰不須也因引兒出村門村南旧是桑田耕訖未下種（前田家本による。以下同じ）

ここに示したのは、およそ四分の一ほどでしかないが、少なくとも

もこの範囲には、文脈の乱れはみられない。また、——線をほどこした部分のほかは、ほぼ完全に両書の記述は一致している。多少の相違はあるにしても、こうした類似度の高さをもってすれば、それだけですでに、今昔物語集が出典を忠実に受けとめようとしていたことは、じゅうぶんにかがえよう。

一方、相違部分は、一例を除いて、ほかはすべて今昔物語集の側に片寄っており、それゆえ今昔物語集の文体を特色づけてもいるわけであるが、けつしてはなしの内容にまで立入ることをしていない。これらは、いわば、なくてもよいが、あればなお文意が明確になるといった種類の、程度の軽い記述である。しかも、それだけではない。はなしの内容に立入ることをしていないこうした軽い記述も、じつは、今昔物語集の創意による改変や付加にかかるものではなく、おおむね冥報記の読み取りによってえられる範囲のものなのである。一部に、(a)・(b)のような、今昔物語集の創意による改変と付加とがみられはしても、それらはいささか見当はずれの注釈であったり、あるいは、いわずもがなの付加であったりして、こればかりは、この際もんだいにはならない。

相違部分は、一般的には両書間にへだたりのあることを示す証左となる。けれども、今昔物語集の側にいちじるしく片寄って求められる冥報記とのあいだの相違部分についていえば、それらは冥報記からにじみ出たといえる性質のものであつて、冥報記の域外にはほとんど踏み出していない以上、へだたりのあることを示すはたらきをしていとはいえないのである。したがって、これら相違部分は、出典に忠実であろうとする原則に抵触するものではない。

そしてさらにいえば、元來、へだたりのあることをさし示すはずの現象のなかにみられるこうした親近性は、かえって、両書の關係の密なることをあかしするものだというにもなるはずである。

ところで今昔物語集には、付加したとみられる部分が頻出するのにひきかえ、削除したとみられる部分がほとんど見当たらないという、いまひとつの特色が指摘できる。今昔物語集が削除したものであるかどうかはともかくとして、右にかかげた例のなかにも、冥報記にあって今昔物語集にない例は、わずか一例しか求められない。逆のばあいも十例あることを思えば、これはかなりきわだった現象だといってよいであろう。

付加をしたことと、削除をしなかったこととの、ふたつの特徴的な傾向は、おそらく同じ根より発した現象であり、表裏一体をなすものであろう。このふたつの現象を重ねあわせることによって、相違部分の、それもとりわけ今昔物語集の側に片寄って求められる相違部分のもつ意味は、はっきりしてくるといえそうである。思うに今昔物語集は、出典のおもかげをそこなわなかったために、既存の記述を削除することをできるだけひかえようとしたのであり、一方、理會をたすけるためにがしの付加はしても、それは出典のさし示す範囲の最少限度の記述にとどめたのであろう。

冥報記に忠実であろうとしたこうした今昔物語集の姿勢からは、ややもすれば、出典に支配されてしまっているかのような、主体性のなさが印象づけられがちである。しかし、今昔物語集の冥報記への対したは、たしかに受動的であるには違いないけれど、けっし

て隷屬的なものでも、また、無批判で、隨性的なものでもなさそうである。出典の範囲内で、それも、はなしの内容にまで立入ることのない記述を付加している、右のばあいとほとんど同じかたちのかわりかたが、わずかな例外を除いて、他の共通話にも一樣に指摘できるところよりすれば、今昔物語集の受身は、すぐれて意識的なものであり、むしろ、受身であることのなかに意義を見出した、積極的な受身とでもいうべきものであったように思われる。

## 2

冥報記と今昔物語集との、類似状況の一般的な傾向は以上のおりであって、両書の密着度はきわめて高いとみられるのにひきかえ、卷九第十三話のばあいは、右の例にみるような異同のありようとは、まったく様相を異にしている。相違の度合いに加え、質にも、いちじるしい断層があるのである。

卷九第十三話のもんだいについては、すでに何人かの先学が論及して、冥報記との異同のさまをここでとりあげるのはいまさらめくが、さりとてまったくふれないというわけにもいかない。

さて、冥報記と今昔物語集とのあいだの、基本的な相違点のいくつかをとりあげようとするとき、まずふれなければならないのは、なんといっても主人公に関する説明の部分である。すなわち冥報記は、冒頭を、

楊洲嚴恭者本泉州人家富於財而无兄弟父母愛念恭言无所違陳大布建初恭年弱冠

としていて、主人公の名が八嚴恭であること、彼の出身地、生家

が豊かであったこと、家庭内での彼のおかれていた状況、あるいは大建初年に二十才であったことなどを、かんたんながら、多方面にわたって説明している。それに対して一方の今昔物語集は、主人公に關しては、わづかに

今昔、天竺一人ノ人有テ

としているにすぎない。主人公の名をふくめて、いつさいをばうしているのである。今昔物語集が冥報記の記述を省略していることのもれな点については、右に述べたとおりであり、それだけです。これには異例のありようを示しているといえる。加えて今昔物語集は、冥報記が楊洲の人としている主人公を、天竺の人としている。かりに、家庭環境その他のもんだいはさておくとしても、主人公の名まえの有無とあわせて、国籍の違いは、両書のあいだにみられるぬきさしならない相違だといわなければならない。

冥報記にしたがっていえば、主人公の嚴恭は、二十才になった大建初年、父母に要請して五万の錢をつごうしてもらい、商売をするために楊洲におもむいたのであった。そして楊洲の数十里手前で、龜を乗せたくだんの船と行きあうことになる。その辺の事情を冥報記は、右の部分に續いて、つぎのように説明している。

請於父母欲得錢五万往楊州市物父母從之恭乘船載錢而下去楊洲数十里許江中逢一船載龜

ところが今昔物語集は、年号や主人公の年令にはまったくふれていない。△大布建初年▽や△去楊洲数十里許▽は、このはなしのできごとが、いつ、どこで起ったことなのかを説明する、無視できない意味をもっているはずなのであるが、今昔物語集は、△いつ▽に

はふれず、△どこ▽についても、ただ△大キナル河ノ辺▽としかしていいないのである。また、主人公の出生のいきさつも、自発的であったとする冥報記とは違い、親に命じられてのことであったとしている。ちなみに、冥報記の右の部分に対応する今昔物語集の記述は、つぎのとおりである。

財ヲ買ハムガ為ニ、錢五千兩ヲ子ニ令持テ隣國ニ遣ル。子、然レバ、錢ヲ取テ行クニ、大キナル河ノ辺ヲ行ク。其ノ時ニ、船ニ乗テ行ク人有リ。

これらのほかに、たとえば、主人公が親から渡されて所持していた金について、冥報記は△五万▽、今昔物語集は△五千▽といっている点や、助けた龜の数を、それぞれが△五十▽あるいは△五▽としているといった、數量の違いがある。また、有金全部をはたいて龜を買い、それを逃がしてやった後、主人公が親の立腹を予想する部分が、今昔物語集にだけあるという違いもある。さらに、助けられた龜の化身が、水底に沈んだ金を主人公の親のもとへとどけたとき、親は一晩泊めてもてなしたと冥報記がしているのに対して、今昔物語集は接待の件にふれていないという違いもある。

こうした相違は、どのひとつをとっても、両書のあいだにみとめられる一般的な相違のありようの範圍を、はるかに越えている。いづれもはなしの内容と深くかかわっているうえ、冥報記になくて今昔物語集にある記述のばあいはもとより、逆の、冥報記にあつて今昔物語集に欠けている記述のばあいにおいても、今昔物語集は冥報記から△はみ出し△しているのである。両書に対応する記述の求められるものにあつても、この辺の事情にかわりはない。

要するに、冥報記上巻第十一話と今昔物語集巻九第十三話△□  
 人、以父錢買取龜放河語▽とは、△父から渡された金をもって、遠  
 隔の地へあきないに出かけた子が、途中で有金全部をはたいて龜を  
 買い、河に逃がしてやって空手で親のもとへ帰ってきたところ、一  
 足さきに、黒装束をまとった龜の化身が、金をそっくりとどけてい  
 た△はなしであるという点において基本的に一致しており、その意  
 味で類話とみなすのが相当ではあるけれど、両者のあいだには、単  
 純にふたつを結びつけて考えることのできない相違があるのであ  
 る。この相違は、その度合いと質において、また、他の類話との  
 つりあいの面からして、今昔物語集が冥報記を取り入れるときに生  
 じたものだとはいえにくい。

おそらくこの相違は、いわれているように、今昔物語集以前の段  
 階において生じたのであり、今昔物語集は、冥報記とはおもむきを  
 異にするそのはなしを採録したのであろう。推定される今昔物語集  
 の成立時期とほぼ同時期に書写された打聞集や、現行の形態をと  
 のえたのは後のことであるにせよ、収められているはなしそのもの  
 は今昔物語集以前のかたちを伝えているとみられる宇治拾遺物語な  
 どに、今昔物語集と同じかたちのはなしが求められるところよりす  
 れば、冥報記とのあいだの相違の成因については、こう解するのが  
 もっともおさまりがよい。

今昔物語集が、冥報記を捨てて打聞集・宇治拾遺物語系のはなし

今昔物語集と冥報記 (二) — 八以父錢買取龜放河語▽について —

を取り込んだのには、とうぜんそれなりの理由があったろうし、そ  
 うすることにはためらいがなかったわけでもあるまい。

打聞集・宇治拾遺物語系のはなしを採録するに際して、編者も  
 っとも俊巡したのは、なんといつても、主人公が△天竺▽の人だと  
 なっている点であつたろう。天竺の人では、震旦部に収めるはなし  
 の主人公としてはぐあいがある。それも、はなしの場が震旦であ  
 るならば、主人公の出身国が天竺であつていっこうにさしつかえな  
 いのであるが、残念ながら震旦だといふ保証はない。あきないのた  
 めに△隣国▽におもむいたとは記していても、それはしよせん目的  
 地なのであつて、事件の場と直接つながるものではない。したがつ  
 て、これを採用しようとするれば、震旦部に収められていることが不  
 自然だという印象をあたえるのを避けるか、あるいは軽減するかす  
 るために、なんらかの手を打つことが要請される。ただし、出典に  
 忠実であろうとする原則の手前、はなしの基本にかかわるような本  
 格的な改変をするわけにはいかない。そこで編者は、二か所に、し  
 かるべき配慮をした。本来ならば標題にかかげるはずの主人公の出  
 身国を欠字のままにしておいたこと、依拠資料でははなしのなか  
 ほどの、主人公が親の立腹を予想する部分に一度だけ出てくる△隣  
 国▽を、冒頭にも重複してかかげたことがそれである。はなしの  
 場が、震旦であるかのような印象をあたえるはたらくの期待されて  
 いる後者は、出典の範囲内で改変がなされているわけである。前者  
 は、△隣国▽の重出のばあいよりも意味が重そうに見えるが、これ  
 とて、震旦部の標題の形式からすればとうぜんかかげるはずのもの  
 を、あえてかかげなかったというにすぎない。いわば、見せかけの

削除なのである。

正の期待と負の期待と、方向こそ違え、いずれにしても、ふたつは消極的な改変であった。

とまれ、編者はこうして、自らの原則にしたがいながら、このはなしを震旦部に収めようとした。そしてそのかぎりにおいては、いちおう目的を達している。だが一方において、原則をくずすまいとした編者は、出典のおもかげをそこなわないことを心がけて、改変を最少限度にとどめようとするあまりに、標題の△天竺▽は回避したものの、本文中の△天竺▽には手をふれもせず、そのまま残してしまうという、はなはだ片手落ちの処理をしてしまった。まさに、頭かくして尻かくさず、である。

いささか臆測をたくましようしすぎた気味はあるが、天竺出身の人物を主人公とする、震旦での事件だという保証のないはなしが、にもかかわらず、主人公の出身国を標題で欠字にしたまま震旦部に収められていることについては、このような解釈を可能ならしめる条件が、多分にあるといつてよいであろう。

4

編者は、あるいは△隣国▽を震旦のことだと解し、これが震旦を舞台とするはなしだと信じて疑わなかったのかもしれない。また、標題の欠字は、そこに△天竺▽とあることの都合さに気づいた後人が、さかしらで抹消したものなのかもしれない。

だがそれにしても、冥報記所載のはなしを知っていたはずの編者が、それを捨てて、打聞集・宇治拾遺物語系のはなしを採用したの

はなぜなのか。

冥報記は、△天竺▽△隣国▽とする打聞集・宇治拾遺物語系と違ひ、△泉州▽の人であった△嚴恭▽の、△楊洲▽近辺で経験した事件であったとしていて、そのかぎりではたしかに条件がととのっている。にもかかわらず、不確定要素の残されたままの、条件の悪い打聞集・宇治拾遺物語系が採用されているのである。したがって冥報記が捨てられたのは、少なくとも主人公の国籍や、はなしの場のもんだい以外のところにある、おそらくは、それをしのご理由によるものだとみななければなるまい。標題の欠字の成因が、いまふれたように編者の意思の反映によるものであってもあるいはそうでなくとも、この点にかわりはない。

今昔物語集が、巻九第十三話などの一・二のはなしで、いわゆる出典ばなれの現象を示していることに關しては、従来、くちがたりを重んじたことのあらわれだと説明されたり、あるいは、かな書きの資料を重んじたことのあらわれだと説明されたりしてきている。それぞれの思ひえがく今昔物語集像に違ひのあるのはとうぜんであるけれど、当面のもんだいにかぎっていえば、兩説は、打聞集・宇治拾遺物語系のはなしをどのようにとらえるかという点で見解が割れているのであって、考えようによれば、見かけほどの差はない。それが、くちがたりをふまえたものであると解していたゆえであるか、それとも、かな書きの資料を重んじようとしたゆえであるかはともかくとして、たしかに今昔物語集は、打聞集・宇治拾遺物語系の資料を高く評価していたといえそうである。そのことは、全巻をとおしてたしかめられる。いま震旦部のばあいを例にとつていう

と、打聞集あるいは宇治拾遺物語に類話の求められるはなしは、巻六第一・二・三・四・五・六話、巻九第十三・十八話、巻十第九・十・十一・十五・三十六話の、つごう十三話あるが、いずれのばあいにも、現在までに知られている資料のなかでは、打聞集や宇治拾遺物語がもっとも今昔物語集に近いのである。

しかし、いかに打聞集・宇治拾遺物語系の資料が高く評価されていたとしても、そのことをもって、だから巻九第十三話で眞報記が切り捨てられたのだというわけにはいかない。打聞集・宇治拾遺物語系の資料が高く評価されていたこと、巻九第十三話で眞報記が採用されなかったことは、いちおう区別してかかる必要があるであろう、とわたしは思う。

理由はしごく単純である。打聞集や宇治拾遺物語に類話の求められる八十余話のうち、巻九第十三話と同十八話とは眞報記に類話があるけれど、他はいずれも、いわゆる八出典未詳話であるという点に、見過すことのできない意味があるように思われるからである。

八出典未詳は、あくまでも現段階では、という限定つきのものであり、そのうちのなにほどかについては、いずれ出典がつきとめられもしよう。その可能性は否定できない。だが一方では、出典がつきとめられる可能性同様に、あるいは、もしかしたらそれ以上に、つきとめられない可能性も残っているといえそうである。そして、こうしたいわゆる八出典未詳話にあっては、打聞集・宇治拾遺物語系の資料が、比較的すんなりと受け入れられる余地があったとみることができる。しかし、眞報記という信頼すべき資料に類話

の求められるものばあいは、少しく事情が異なる。既定の方針にそったところの、とうぜんの帰結として、一顧だにせず眞報記を捨てて、打聞集・宇治拾遺物語系の資料についたとは考えにくいのである。げんに巻九第十八話では、宇治拾遺物語にみるかたちを基本としながら、それがない八貞観ノ中Vをおぎなったり、対応する記述はあるけれどもあまいなかたちである八なにかやいふ司になりて、下らんとする者付き。名をば、けいそくといふVを、八魏王府ノ長史トシテ、京逃ノ人、草ノ慶植ト云フ人有ケリVにするといったような改変を、眞報記とのかねあいのうえでほどこしていると思われる。

したがって、もしこの解釈が誤っていないとするならば、同じ条件下にある巻九第十三話のばあいにも、眞報記と打聞集・宇治拾遺物語系の資料とが比較検討された可能性は、じゅうぶんにあるということになるはずである。ただ、結果的には、両話ともに眞報記は陰に押しやられてしまった。このことは、たしかに、打聞集・宇治拾遺物語系の資料が重んじられたことを示すものではある。だが、それはあくまでも、ひとつの手續きをへてあらわれた結果なのであって、眞報記を排除した理由とは、おのずから別のものである。両者を混同してはなるまい。

## 5

今昔物語集が、眞報記に忠実にしたがおうとする一方で、打聞集・宇治拾遺物語系の資料をも重んじようとしていたとすれば、両者の接点に位置するこの巻九第十三話において、競合関係が生じるの

は、むしろとうぜんである。また、その結果後者を採用したとしても、冥報記はなれば、角度をかえていえば、打聞集・宇治拾遺物語系そのままということになるわけで、出典に忠実であろうとする原則に抵触するものでもない。

けれども、だからといって、このばあいどちらを採用してもよかつた、などというわけにはいかない。両者のあいだには、さきにふれたような相違があり、条件が異なっているからである。

しかし今昔物語集は、ともかく打聞集・宇治拾遺物語系のはなしを取って、冥報記を捨てた。巻九第十八話のばあいのように、両者を折中し、一方の不足を他方でおぎなうという方法もとらなかつた。

今昔物語集は、なぜそうしたのか。巻九第十八話と同じように、第十三話においても、なぜ折中をおこなわなかつたのか。

思うに、それはほかでもなく、巻九第十三話にあつては、冥報記と打聞集・宇治拾遺物語系とが等距離になかつたからである。両者のあいだのへだたりは、今昔物語集にとつて、折中可能の範囲をはるかに越えたものであつたからである。すでにふれたところと重複するが、ここで、両者の相違をいま一度とりあげることにした。

まず冥報記——。冥報記は、その発端で主人公の出生にいたるまでのいきさつを、つぎのように説明している。金持の一人息子であつた厳恭は、二十才になつたとき揚洲へ行って商売をすることを思つた。もともと、ほとんど盲目的に厳恭をかわけり、彼のいうことはなんでも聞きとどけていた両親が、その申し出を拒否するはずも

ない。やがて厳恭は、五万錢をたずさえて揚洲へ旅立つた。——

これに対して、一方の打聞集・宇治拾遺物語系は、主人公の家庭内での位置にはまつたくふれず、出生のしだいも、財宝を仕入れてくるよう親に命じられてのことだと、ごくかんたんに説明するにとどまる。記述の精粗もさることながら、親から金をもらつて、自動的に出向いたのだとする冥報記と、親の意を受け、親の金をあずかつて出向いたのだとする打聞集・宇治拾遺物語系とのあいだには、とうていあいれることのできない差があるといわなければなるまい。親子関係にも、あきらかな違いがみられる。これらは、いうまでもなく、名まえの有無のもんだいを越えている。わたしは、この違いを重くみたい。

発端の部分にみられるこうした相違は、とうぜんのことながら、それぞれのはなしの展開に影を落すことになる。たとえば冥報記のばあい、主人公は、所期の目的以外のことに金を使つてしまつても、それが自分の納得づくのことである以上、だれに気兼ねをする必要もない。それで、なんの後めたさも感ずることなく親のもとへ帰ることになる。親は親で、龜の化身である黒装束の男たちが、むすこに渡したはずの金を運びこんでからというもの、ひたすら彼の身の上を案じ、死んだのではないかと、黒装束の男たちに念をおしたりもする。やがてむすこが帰着すると、とうぜんのことながら、たいそうよろこぶ。そして、事情を知つて驚歎し、親子ともども揚洲へ渡り、寺を建立して一心に法華經を書写したとしてゐる。ところが、打聞集・宇治拾遺物語系のはあいは、所持しているのが親の金であるから、そうはいかない。龜を見てあわれみの心をおこし、



有金全部をはたいてそれを買うところは眞報記と同じだが、逃がしてやった後で、ふと我に帰り、親がさぞかし立腹するであろうと思ひめぐらすことになる。しかし、さりとてほかへ行つてしまふわけにもいかない。それで、事のしだいを説明して了解をえようと腹をきめ、やおら家路につくのである。

結果的にはなにごとも起らなかつたけれど、打聞集・宇治拾遺物語系のばあいには、親子関係に、一時的な、仮想上の緊張関係が生じているのである。この緊張関係は、いうまでもなく、主人公の所持していたのが親の金であったことと、不可分の関係にある。親からもらった、自分の裁量で自由に使うことのできる金をもっているとする眞報記の側では、こうした緊張関係は、けつして生じえない。

親子関係における緊張関係の有無——わたしはここに、両者の質にかかわる決定的な相違をみる。そしてこの相違こそが、おそろしく、今昔物語集の選択のきめてになっているはずだ、と考える。

巻九第十八話のばあい、眞報記と宇治拾遺物語とのあいだには、たとえば、寡を催す理由などに相違がみられはするが、これらは、はなしの質に影響をおよぼす性格のものではない。それゆえ、両者を折中し、一方の不足を他方でおぎなうことは可能であった。ところが巻九第十三話のばあいには、話柄に違いがあるうえ、質にもへだたりがあつて、安易に両者を交差させるわけにはいかない。そこでけつきよく、いずれかの一方を取るようになる。そのばあいの判断の基準が、この親子関係における緊張関係の有無であつたらう、と考えるのである。

今昔物語集と眞報記 (二) —— 八以父銭買取龜放河語 V について

6

今昔物語集巻九の第一話から第十二話までは、孝子伝ないし、それに準ずる資料によつたとみられるはなしが続いている。第十四話以下は、一部に孝子伝のはなしをふくむものの、主として眞報記にもとづいたはなしで構成されている。つまり、第十三話は、巻九においておおきく色分けされる依拠資料によるふたつのグループの、接合部に位置しているわけである。

孝子伝と眞報記とは、それぞれ目ざすところの違う異質な作品であり、もんだいの設定や題材におおきなへだたりがある。したがつて、この両者を忠実にふまえたはなしを配列するとすれば、第十三話をはさんで、前と後とではややもすれば、がらりと雰囲気が変わるといふことになりかねない。むしろ、そうした可能性はじゅうぶんにあるといつてよい。

ところがじつさいには、少なくとも第十四話までの流れに、題材上のとどこおりはない。巻頭から第十四話までは、いわゆる孝養譚がならんでいくのである。孝子伝を背後にひかえている第十二話までは、はなしが、孝養譚であるのはとうぜんなことであり、これはことさら異とするにはあたらない。もんだいは、第十四話である。眞報記からみちびき出されたとみられる第十四話までもが、それらと同じような孝養譚であることは、いったい、なにを意味しているのであらうか。

眞報記には、親子がらみのはなしは十五話あるが、不孝のばあい

をふくめて、子の親への対しかたをもんだいにしたものは六話しかない。これが、いわゆる孝養譚となると、さらに減って、巻九第四十二話の典拠とみられる巻下第十話と、この第十四話の典拠とみられる巻中第四話との、わずかに二話しか求められない。つまり、眞報記には二話しかない孝養譚のうちの一話が、今昔物語集の巻九において、孝子伝に支えられた一群のはなしとの接合部に、眞報記側の先鋒として配されているわけである。

この事実をもつてすれば、第十四話がそこに配せられていることを、意図的な操作なしに生じた現象だとは考えにくい。ありていいうと、わたしにはこれは、むしろすぐれて意図的で、計算された措置のように思われる。孝子伝グループから眞報記グループへの移行をなめらかにするために、両者を接合し、なじませる役割りが、第十四話にはふりあてられているものように思われるのである。

ともあれ第十四話は、孝子伝に支えられている第十二話まではなしと同じように、孝養譚である。そして、当面の考察の対象である第十三話は、そのはざまにあり、今昔物語集構成の基本原理である二話一類の方式において、第十四話と一对をなすものである。したがって第十三話には、孝養譚としての要素をそなえたものであることが、最少限の条件として要請される。

じつ、今昔物語集は、この第十三話を孝養譚として位置づけている。主題に即していえば、これは本来、亀の報恩譚であるはずなのであるが、今昔物語集はそのようなとらえかたはしていないのである。打聞集・宇治拾遺物語系になくて、今昔物語集にだけみられ

る末尾の評語の部分——それはそのまま、編者がこのはなしをどのようなとらえかたをしていたかを示す部分なのであるが——をかがげると、つぎのとおりである。

祖モ、此ノ事ヲ聞テ、此ノ子ヲ喜ブ事無限カリケリ。此レ、亀ノ命ヲ生タルノミニ非ズ、極タル孝養也。此ノ事ヲ聞ク人、皆、此ノ、亀ヲ買テ放タル子ヲ讚メ感シケリトナム語リ伝ヘタルトヤ  
(○印、筆者)

打聞集・宇治拾遺物語系とて、まっとうな意味で孝養譚とみなすことには無理がある。しかし、眞報記にはまったく孝養譚の要素はないけれど、一度は不孝をおかして親子関係に緊張を生ぜしめているだけに、一転して金も本人も無事であったとする打聞集・宇治拾遺物語系には、孝養譚とみなしうる要素がそなわっているといつてよい。今昔物語集の編者が、眞報記を捨てて、打聞集・宇治拾遺物語系のはなしを採用した理由が、じつは、ここにあるのである。

編者も、おそらく、そのことは承知のうえのことであった。だからこそ標題にも、△以父銭買取亀放河語▽としている。第十三話を孝養譚として位置づけるには、△以父銭▽であることが必要なのである。ちなみに、弘贊法華伝の標題は、△隋揚州嚴恭父子▽、法華伝は△揚州嚴恭▽、打聞集は△錢亀買人事▽、そして宇治拾遺物語は△亀を買て放つ事▽である。△以父銭▽を看過するわけにはいかない。

なお、論をすすめるについての便宜上、第十四話が第十三話の性格を規定したかのような説明をしたが、じつさいには、おそらく両者の性格や位置づけは、コミでなされたものと思われる。巻九にお

いてのはたらきとして期待されるところにも、あれこれの区別はなかったであろう。

7

卷九第十四話と対をなすに相当する孝養譚は、孝子伝のなかに求められないわけではない。しかし今昔物語集の編者は、第十三話の材を、孝子伝にはなく、冥報記に求めようとした。そして、そのうえで、冥報記を足場に、打聞集・宇治拾遺物語系の資料をさぐりあて、それに忠実にしたがった。

第十三話の定着のしだいを、ごくかいつまんでいえば、あらましかんなふうであつたらう、とわたしは考える。逆説的であるが、卷九第十三話における冥報記ばなれは、けつきよくのところ、冥報記を重んじようとする姿勢に端を発しているのであり、構成上の要請が、それを決定づけたもののように思われるのである。

冥報記ばなれは、このばあい、出典ばなれとイコールではない。甲からの離脱は、出典の束縛から解放されての、自由な世界を求めるための管為なのではなく、乙への接近によつてもたらされたものなのである。本稿のはじめで、わたくしは、出典に忠実であろうとする今昔物語集の原則に例外があつた。と述べたが、じつはそれは出典研究のある時点をふまえてのいいのであつて、当面のもんだいに即していえば、これは、しよせん、典拠の変更にすぎないのである。この点は、今昔物語集の性格を考えようとするとき、留意するにあたいしよう。

また、今昔物語集が、冥報記を捨てて、打聞集・宇治拾遺物語系

の資料を採用するについては、さきにふれたように、天竺の人を主人公としたはなしだという不都合があつた。にもかかわらず、今昔物語集は、その不都合に目をつぶっている。これは、今昔物語集にとつて、それほど構成上の要請が強かつたことを物語っている。

以上、要するに、卷九第十三話をとおしてみるところによれば、今昔物語集は、みずからに課した構成上の原則を忠実に守り、出典にみるはなしのかたちをそこなわないようにひたすら心がけた作品であり、そして、そのことに意義を見出した作品であつたように思われる。